

日新林業基金規則

(設 置)

第一条 山元に還元することを基本に山林再生や人材育成等の林業振興に資するため、日新林業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、日新林業株式会社からの協賛金（1 m³当り20円）の額とする。

(基金の管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、この基金の収入とする。

(処 分)

第五条 この基金は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(組 織)

第六条 基金に協議会を置く。協議会は、別表に定める委員をもって組織し、基金の管理、運営は協議会の決定に基づき行う。

(役 員)

第七条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	1名
監 事	2名

(会長、副会長)

第八条 会長及び副会長は、日田地区原木市場協同組合と日田素材買方協同組合が交互に担当するものとする。

(役員)の職務)

第九条 会長は、基金を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- 3 会員は、会長、副会長を補佐し、基金の事務を掌握する。
- 4 監事は、基金の経理を監査する。

(任期)

第十条 役員は任期は2年とする。

- 2 補充による役員は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期終了の場合においても後任者の就任までは引き続き事務を行なわなければならない。

(会議)

第十一条 協議会の会議は必要に応じて会長が招集し、次の各号に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 基金の基本方針に関すること
 - (2) 事業計画、事業決定及び事業の調査に関すること
 - (3) 規則の変更に関すること
 - (4) 役員を選任及び解任に関すること
 - (5) その他必要な事項に関すること
- 2 協議会の議事は会長が行う。
 - 3 協議会の議事は出席した会員の過半数により決定し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

(事務局)

第十二条 基金の事務局は、日田地区原木市場協同組合の事務所に置く。

(経費)

第十三条 基金の運営に必要な事務費等の経費は、基金から支出できるものとする。

(委任)

第十四条 この規則に定めるもののほか、基金の管理、運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。